

機能性が表示されている食品

特定保健用食品（通称トクホ）

1991年に栄養改善法で法制化された食品です。健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されています。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。



栄養機能食品

一日に必要な栄養成分が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。（機能が表示できるのはビタミン、ミネラルなどの20種です。）

すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

2015年にスタート。業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官に届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

